

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第六号

聖籠町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

（昭和四十六年聖籠町条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 平成二十四年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間、町長及び副町長の給料月額は、第二条の規定にかかわらず、別表で定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。